

【記載例】

(帳簿の参考様式)

※帳簿（受払簿）は、最低3年間保存する。（毒物及び劇物農薬は5年間）

※農薬ごと、規格ごとに記帳。
 ・スミチオン粉剤と乳剤は別葉。
 ・スミチオン乳剤でも100ccと500ccでは別葉に記載。

農薬名: スミチオン乳剤

規格: 100cc (ml)

年月日	摘要	譲受(仕入)数量	譲渡(販売)数量	在庫数量
〇〇年1月1日	前期より繰り越し			10
〇〇年3月3日	〇〇〇より仕入れ	10		20
〇〇年5月5日	売上		5	15
〇〇年5月6日	店内使用(園芸商品に使用)		3	12
〇〇年6月6日	〇〇支店に転送		2	10
〇〇年11月11日	有効期限切れ処分		2	8
※毒物及び劇物農薬は、譲渡先の記録が必要。 ※数量管理のため、販売所での使用(自家使用)や、無償譲渡したものについても記載する。				

【記載例】

(帳簿の参考様式)

農薬名: シマジン

規格: 100g

年月日	摘要	譲受(仕入)数量	譲渡(販売)数量	在庫数量
〇〇年1月1日	前期より繰り越し			2
〇〇年3月3日	〇〇〇商会より仕入れ	10		12
〇〇年5月5日	売上(新潟太郎 長岡市△△町〇〇)		8	4
〇〇年5月6日	売上(長岡次郎 長岡市□□町▽▽)		3	1
〇〇年6月6日	〇〇〇商会より仕入れ	5		6
※水質汚濁性農薬「シマジン」は、譲渡先別の譲渡数量を記載する必要がある。(押印の必要はない) ※毒物及び劇物の譲渡書を活用してもよい。				

毒物及び劇物農薬の販売に係る帳簿記載や譲受書の様式等については、最寄りの地域振興局健康福祉(環境)部(または新潟市保健所)にお問い合わせください。